

(1) 義務違反の内容

被告明光ネットワークは、被告明光ネットワークのフランチャイジーであったコースが、平成7年に、教室において従前使用されていたものと異なる机や椅子の導入を試みた際、それら机や椅子の撤去を命じるとともに、同社
5 に始末書を作成させ、平成15年9月には、ケークス代表者がテレビCM費導入についての意見聴取のための会合を開催しようとした際、これを禁止して妨害し、始末書を作成させ、同年12月頃には、コースに本件個別契約に違反する事由がないにもかかわらず、コースの上記行為が本件個別契約に違反するとして、コースに対し、今後本件個別契約違反が生じた場合には高額
10 の違約金を課す旨を定めた覚書を締結すること、及び当該覚書と同内容の公正証書を作成することを強く要求し、当該覚書及び公正証書の作成に応じさせた。コースは、上記公正証書を作成して以降、被告明光ネットワークの方針に対し表立って異議を唱えたり、要望を行うったりすることが困難となった。被告明光ネットワークは、その後も、本件各フランチャイジーに対し高
15 圧的な対応を続け、同被告の開発したシステム等の導入を強硬に求めるといったことが頻繁にあった。また、特に平成30年頃からはSVの減少に伴い各教室への巡回頻度も少なくなるなど、同被告による経営指導は不十分なものであった。そのような中、令和2年に新型コロナウイルスが流行し、本件各フランチャイジーが対応に苦慮する中、被告明光ネットワークは、本件各
20 フランチャイジーに対する支援やコロナ対策指導をせず、それどころか、新コンテンツである「a t a m a +」の導入と、導入に伴う追加費用の支出をフランチャイジーらに対し執拗に要求した。

(2) 解除事由該当性

前記(1)の被告明光ネットワークの行為は、共存共栄を目的とした本件契約及び本件個別契約に反するものであり、本件契約の解除事由（第43条3
25 号及び14号）に該当する。

(被告らの主張)

平成15年のケースに対する対応は、15年以上も前の出来事であって関連性がない。前記9（被告らの主張）のとおり、被告明光ネットワークは、フランチャイジーに対して十分な経営指導、コロナ禍における支援及びコロナ対策指導を行っており、義務違反はないから、本件契約の解除原因にはなり得ない。

16 争点15（解除事由15 被告明光ネットワークが本件個別契約の条件を変更したことが本件契約に違反するか）について

(原告の主張)

(1) 義務違反の内容

本件個別契約は、原告、被告明光ネットワーク及び本件各フランチャイジーの間の三者契約であるから、契約上、被告明光ネットワークは、一方的に支援システム費の内容を変更したり、決定したりする権限はない。しかし、被告明光ネットワークは、原告に無断で支援システム費の選択制の導入を決定した。

(2) 解除事由該当性

原告との協議ないし同意もなく、被告明光ネットワークの独断で本件個別契約の改定を決定しても無効であるし、本件契約と矛盾する行為を独断で推し進めることは、エリアフランチャイズ権を付与した本件契約に基づく信頼関係を毀損するものである。したがって、被告明光ネットワークの行為は、本件契約の解除事由（43条3号、14号）に該当する。

(被告らの主張)

従前、フランチャイジーが支払うロイヤルティなどを変更する場合は、被告明光ネットワークとフランチャイジーとで協議を行い、事実上の合意に至った時点で、原告の承諾を得て、最終的に決定して契約変更する流れがあり、今回も従前どおりに進めたにすぎない。

なお、原告の主張は、被告明光ネットワークがフランチャイジーの要求を

受け入れる義務があるかのような主張を展開する一方で、原告の同意なしにフランチャイジーに提案したことを契約違反と主張しており、主張として一貫性がない。

5 以上のとおり、原告に対する背信行為はない。万が一、背信性があると評価されるとしても軽微であり、本件契約の解除原因にはなり得ない。

17 争点16（本件契約解除の可否）について

（原告の主張）

（1）被告明光九州の不正行為

10 ロイヤルティの支払債務は、フランチャイズ契約におけるフランチャイジーの最も基本的な債務であり、不履行が一部であれ、本件契約の重大な債務不履行であり、背信行為となる。本件では、被告明光ネットワークによるロイヤルティの過少申告の総額は1494万9067円に上っており、これは直近の年間ロイヤルティの額を優に超える金額であるし、過少申告期間も長期間である。さらに、被告らは、意図的かつ組織的にロイヤルティの不払を
15 継続しており、本件解除後も過少申告を継続していた。以上からすると、ロイヤルティの過少申告の悪質性及び背信性は、釈明や協議によって解消される類のものではない。また、上記各解除事由で述べたとおり、原告の被告らに対する信頼に付け込んで、長年にわたり、意図的かつ組織的に、生徒数の水増し、競業行為及び家庭教師事業を行っていた。

20 （2）被告明光ネットワークの不正行為

被告明光ネットワークは、エリアフランチャイザーとして、被告明光九州を含むフランチャイジーを管理、監督及び指導する立場にあるにもかかわらず、ロイヤルティの過少申告及び生徒数の水増しという重大な不正行為を被告明光九州と共謀し、又は同社に指示して、行っていたものであり、長年に
25 わたり、意図的かつ組織的に同行為を継続していた背信性は、到底看過できない。加えて、被告明光ネットワークは、長年にわたりエリアフランチャイ

ザーとしての支援、援助及び経営指導の義務を十分に果たすことなく、本件改善要求1以降も、原告を妨害する活動、虚偽の事実の喧伝、原告の信用を毀損する情報工作等を行った。このような一連の解除事由は、教育に携わる事業を運営する企業に求められる能力及び資質に著しく適合しないものであって、実際に、被告明光ネットワークは、最終的には本件各フランチャイジー47名中46名から本件個別契約を解除される事態に至った。

(3) 小括

以上からすれば、前記2ないし15（原告の主張）に係る被告明光らの行為は、本件契約及び本件個別契約に定める各種の義務に違反する他、教育塾サービスを提供することを目的とするフランチャイズ契約における信義則上の義務にも抵触するものであり、被告明光らの責に帰すべき事由による重大な債務不履行かつ背信行為に当たるとともに、原告との信頼関係を根本から破壊するものである。よって、原告による本件解除は有効である。

（被告らの主張）

(1) 解除の法的枠組

本件契約は、原告と被告明光らの信頼関係を基礎として32年間もの長期に及び続いた継続的契約である。また、本件解除が認められた場合、被告明光らは、合計178教室を失ことにより、甚大な損害が生じる一方、原告は、被告らが築き上げてきた事業の全てを労せずして手中に収め、多額の収益を獲得することになるから、本件解除がもたらす結果は極めて重大である。したがって、本件解除が有効であると判断されるためには、上記のような継続的契約を終了させ、被告らに上記の甚大な損害を甘受させるべきやむを得ない事由が必要である。具体的には、被告らにおける重大かつ悪質な債務不履行が必要であり、また、本件解除が十分な協議を行うことなく不意打ち的になされた場合は、やむを得ない事由がなく、本件解除は無効であると解すべきである。

(2) 被告明光ネットワークの義務違反が重大かつ悪質でないこと

前記2ないし16（被告らの主張）のとおり、被告明光ネットワークについては、守秘義務違反や不適切で誤解を招く文章表現があったものの、それらは、本件契約の解除が認められるほどの重大かつ悪質な債務不履行
5 とは評価できない。また、本件解除については、事前の十分な協議もなく、不意打ち的にされたものであるから、やむを得ない事由はない。よって、原告による本件契約の解除は有効でないか、権利濫用であって無効である。

(3) 被告明光九州に対する義務違反が重大かつ悪質でないこと

前記2ないし5（被告らの主張）のとおり、ロイヤルティの過少申告に
10 ついては、仮に映像授業等の対価がロイヤルティ算定の対象になると評価されるとしても、少なくとも契約解釈上の疑義がある事項であり、悪質なものとはいえない。生徒数の水増しについても、仮に生徒数の水増しと評価されるとしても、原告に与える影響は軽微である。競業禁止義務違反については、違反行為は存在しない。以上によれば、本件契約の解除が認め
15 られるほどの重大かつ悪質な債務不履行とは評価できない。

(4) 本件解除が、被告明光らにとって不意打ちであること

原告が主張する解除事由の多くは、指摘されればこれを是正することが可能な内容であったが、原告は、本件各フランチャイジーの一部が、被告明光ネットワークに対し本件改善要求1を提出して以降、被告らを排除すること
20 を企図して、被告明光らに是正する機会を意図的に与えず、32年間もの長期にわたり継続されてきた契約を不意打ち的に解除したものであるから、やむを得ない事由はない。

(5) 小括

被告明光らにおいて重大かつ悪質な債務不履行は存せず、また、本件解除
25 は不意打ち的にされたものであるから、本件契約を終了させ、被告らに前記(1)のような甚大な損害を甘受させるべきやむを得ない事由は存せず、本件

解除は無効であるか権利濫用である。

18 争点17（被告各標章の使用差止等の可否（請求の趣旨1項ないし11項関係））について

（原告の主張）

5 (1) 被告明光らに対する請求

被告明光ネットワークは、被告各標章を使用して被告明光九州が運営する「明光義塾」ブランドの直営教室について生徒募集の広告、フランチャジーに対する経営指導等を行い、被告明光九州も、被告各標章を使用して別紙教室目録記載の教室を運営している。被告各標章は、原告が商標権を有する原告各商標と称呼、観念及び外観がいずれも同一であるか又は類似するものであり、被告各標章が使用される商品及び役務は、いずれも原告各商標の指定商品及び指定役務と同一であるか又は類似する。原告は、被告明光らに対し、本件契約に基づき原告各商標の使用を許諾していたが、本件契約は解除されたから、被告明光らは、原告各商標を使用する権利を既に喪失している。よって、被告明光らによる原告各商標と同一であるか又は類似する被告各標章の使用は、原告の商標権を侵害する。

15 (2) 被告アネムの商標権侵害について

本件ウェブサイトには、被告明光らだけでなく、被告アネムの商号が表示され、同社の会社概要も表示されることからすれば、被告アネムも、本件ウェブサイトの運営主体であるといえるところ、被告アネムには原告各商標を使用する権利はないから、被告アネムによる原告各商標と同一であるか又は類似する被告各標章の使用は、原告の商標権を侵害する。

20 (3) 小括

よって、原告は、被告明光らについては本件契約又は商標法36条1項及び2項に基づき、被告アネムについては同条1項及び2項に基づき、請求の趣旨1項ないし11項記載の判決を求める。

(被告らの主張)

前記17(被告らの主張)のとおり、本件解除は無効であるから、原告の請求は認められない。仮に本件解除が有効である場合、被告らは、原告各商標に係る原告の商標権を侵害することは争わない。

5 19 争点18(被告明光らによる商号の使用差止等の可否)について

(原告の主張)

(1) 本件契約の解除を理由とする請求

被告明光ネットワークの商号は、原告の商号かつ原告が商標権を有する「明光ネットワークジャパン」及び「明光ネットワーク」と、主要部分において同一である。また、被告明光九州の商号は、原告が商標権を有する「明光義塾」と、主要部分において同一である。被告明光らの商号は、原告が、被告明光らに、本件地域における明光義塾ブランドでの学習塾のフランチャイズ展開を目的とする本件契約に基づき許諾したものであるが、本件契約は解除されたから、被告明光らは、それぞれの商号を使用する権原を喪失している。

(2) 商標権侵害に基づく請求

被告明光らの各商号は、原告商標4の商標と同一であるか又は類似する。また、被告明光九州の商号は、原告標章3の商標と同一であるか又は類似することが明らかである。そして、被告明光らの事業目的は、「明光ネットワーク」及び「明光義塾」の指定役務である「学習塾における教授」と同一であるか又は類似している。したがって、被告明光らの各商号の登記及び使用は、上記原告商標3及び4に係る原告の商標権を侵害する。

(3) 会社法8条違反に基づく請求

本件解除後の被告明光らの各商号の使用により、被告明光らと学習塾である明光義塾ブランドのマスターフランチャイザーである原告とを誤認されるおそれがある。また、被告明光らが、本件解除後も商号の使用を継続

し、明光義塾ブランドでの学習塾の運営を継続していることからすると、被告明光らは、その各商号の使用につき不正の目的があるといえる。そして、上記各商号の使用により、本件地域においても明光義塾ブランドでの学習塾の運営を行う原告の営業上の利益が侵害され又は侵害されるおそれがある。したがって、被告明光らによる各商号の使用は、会社法8条に該当する。

(4) 不正競争行為（不競法2条1項1号、2号）に基づく請求

「明光義塾」は、原告が日本全国展開する学習塾の商品等表示として需要者の間に広く認識されており、かつ、著名である。また、「明光ネットワークジャパン」も、原告が創業以来使用している商号であり、上記のとおり周知かつ著名である「明光義塾」の名称で全国に学習塾を展開するフランチャイズシステムの運営事業者である原告の営業を示す商品等表示として、同様に需要者の間に広く認識されており、かつ、著名である。また、被告明光ネットワークの商号は、上記商品等表示である「明光ネットワークジャパン」と「明光ネットワーク」という要部において、被告明光九州の商号は、上記商品等表示である「明光義塾」と要部において、それぞれ同一であるか又は類似である。そして、被告明光らが本件解除後も各商号の使用を継続する行為は、その営業活動を、原告によるか又は原告のフランチャイズシステムによる「明光義塾」ブランドの学習塾と誤認混同させるものである。したがって、被告明光らによる各商号の使用は、不競法2条1項1号及び2号の不正競争に該当する。

(5) さらに、被告明光らによる各商号の使用は、被告らが、原告の明光義塾ブランドの学習塾のフランチャイズ傘下ではないにもかかわらず、明光義塾ブランドの学習塾を運営するものであると誤認させるもので、本件地域でフランチャイジーに明光義塾ブランドでの学習塾の運営を行わせている原告の営業上の利益を侵害するか又は侵害するおそれがある。 小括

よって、原告は、本件契約の終了（本件契約第46条1項）、商標法36条1項及び2項並びに37条1号、会社法8条又は不競法3条1項及び2項に基づき、請求の趣旨12項ないし15項記載の判決を求める。

（被告明光らの主張）

5 前記17（被告らの主張）のとおり本件解除は無効であるから、原告の請求は認められない。仮に本件解除が有効である場合、被告明光らは、原告各商標権を侵害することは争わない。

20 争点19（被告らによる本件ドメイン名の使用差止等の可否）について
（原告の主張）

10 被告らは、本件ドメイン名を使用した本件ウェブサイトを運営している。本件ドメイン名の主要部分である「di」は、「明光義塾」ブランドでのフランチャイズシステムの学習塾を運営する原告の登録商標であり、かつ、原告の商品等表示である「明光義塾」（別紙商標目録記載1、3、5、6）の一部である「明光」をアルファベット表記したもので、当該商品等表示と同一又は類似であり、別紙商標目録14記載の商標とも同一又は類似である。そして、被告明光らは、本件契約が解除された後も本件ドメインの使用を継続しており、
15 「明光義塾」ブランドの商標等の顧客吸引力を利用して、原告をマスターフランチャイザーとする明光義塾のフランチャイズシステムのフランチャイジーが運営する学習塾であると消費者を誤認させることで、不正の利益を得ようとしている。したがって、被告明光九州による本件ドメイン名の使用権の保有及び
20 被告らによる本件ドメイン名の使用行為は、不競法2条1項19号の不正競争に該当する。

さらに、本件ドメイン名の使用は、被告らが原告の「明光義塾」ブランドの学習塾のフランチャイズ傘下ではないにもかかわらず、「明光義塾」ブランドの学習塾であると誤認させるもので、本件地域でフランチャイジーに「明光
25 義塾」ブランドでの学習塾の運営を行わせている原告の営業上の利益を侵害す

るか又は侵害するおそれがある。

よって、原告は、請求の趣旨 16 項に係る請求については、被告明光らに
対して不競法 3 条 1 項又は本件契約 46 条 1 項に、被告アネムに対して不競法
3 条 1 項にそれぞれ基づき、請求の趣旨 17 項に係る請求については、不競法
3 条 2 項又は本件契約 46 条 1 項に基づき、請求の趣旨 16 項及び 17 項記載
の判決を求める。

(被告らの主張)

前記 17 (被告らの主張) のとおり本件解除は無効であるから、原告の請
求は認められない。

21 争点 20 (品質誤認表示に基づく差止等の可否) について

(原告の主張)

被告らは、本件ウェブサイト上で、本件各表示 (別紙表示目録記載の各表
示) を使用している。本件契約の解除により、被告らは、「明光義塾」ブラン
ドで学習塾の経営を行うことはできないから、本件契約に基づき使用許諾され
ていた「明光義塾」ブランドの標章及びノウハウを使用する権原を喪失した後
に、被告明光らが学習塾の運営という役務において本件各表示を用いる行為は、
被告明光らが運営する学習塾が原告の行う明光義塾ブランドの学習塾のフラン
チャイズ傘下であると誤認させるものであるから、その役務の質及び内容等を
誤認させるものといえる。したがって、被告らによる本件各表示の使用は、不
競法 2 条 1 項 20 号の不正競争に該当する。

そして、被告らによる本件各表示の使用は、本件地域でフランチャイジー
に明光義塾ブランドで学習塾の運営を実施させている原告の営業上の利益を侵
害するか又は侵害するおそれがある。

よって、原告は、不競法 3 条 1 項及び 2 項に基づき、請求の趣旨 18 項及び
19 項記載の判決を求める。

(被告らの主張)

前記17（被告らの主張）のとおり、本件解除は無効であるから、原告の請求は認められない。

22 争点21（ロイヤルティ支払債務の存否）について

（原告の主張）

5 前記2（原告の主張）のとおり、被告明光ネットワークが本件契約に基づき支払義務を負うロイヤルティの未払額は、平成24年9月1日から令和2年12月1日までで総額1494万9067円である。

また、被告アネムは、上記ロイヤルティの支払につき、被告明光ネットワークの負う債務を連帯保証しており、また、被告明光ネットワークによるロイヤルティの未払は、被告明光ネットワークと被告アネムの共同不法行為（民法719条）にも該当する。

そして、原告がロイヤルティの過少申告を認識したのは令和2年11月頃であり、不法行為に基づく損害賠償責任の消滅時効（平成29年法律第44号による改正前の民法724条前段）は完成していない。

15 よって、被告明光ネットワークは本件契約18条3号及び民法709条に、連帯保証人である被告アネムは本件契約48条及び民法709条にそれぞれ基づき、原告に対し、連帯して、未払ロイヤルティとして1494万9067円及びこれに対する令和2年12月分のロイヤルティの支払日の翌日である令和3年1月26日から支払済みまで約定利率年14.6%の割合による遅延損害金を支払う義務がある。

（被告明光ネットワーク及び被告アネムの主張）

25 前記2（被告らの主張）のとおり、ロイヤルティの過少申告の事実はなく、ロイヤルティの未払はない。仮に、その他の売上げの一部につきロイヤルティ算定の対象と判断されるとしても、ロイヤルティの未払額は637万5839円である。

しかも、平成28年6月分までのロイヤルティの支払債務については、提訴

時点において既に5年以上が経過しており、消滅時効が完成している（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）4条7項、同法による改正前の商法522条）。したがって、被告明光ネットワーク及び被告アネムは、平成28年6月分までのロイヤルティについて消滅時効を援用する。

また、ロイヤルティの未払が被告明光ネットワークと被告アネムとの共同不法行為に当たるとの主張については争う。

23 争点22（競業避止義務違反及び商標権侵害による損害の発生及びその額）について

（原告の主張）

（1）競業避止義務違反

ア 被告明光九州は、本件契約第26条2項及び同条3項に違反して、本件解除後も本件地域において、本件解除前と同様に別紙教室目録の教室を運営しているから、上記条項記載の競業避止義務違反がある。また、本件約第26条5項は、被告明光らの代表者の親族、知人等が個別指導の学習塾を開設又は経営する場合に同2項及び3項の「間接」に該当するとみなしているところ、被告明光らは代表者が同じであるから、被告明光九州が別紙教室目録の教室運営していることは、被告明光ネットワークにおいても「間接」に個別指導の学習塾を開設したといえる。したがって、被告明光らは本件契約第26条及び第46条1項に基づき、連帯保証人である被告アネムは本件契約第48条に基づき、競業避止義務違反により原告に生じた損害を連帯して賠償する責任を負う。

イ これに対し、被告らは、本件契約の定める競業避止義務は、公序良俗に違反する旨主張する。しかし、原告が被告明光らを含むフランチャイジーに提供していた明光義塾のノウハウ等は、個別指導塾を運営するにあたって、全国どの地域でも利用し得るノウハウである。明光義塾は全

国47都道府県に存在しており、原告の商圏は日本全国に及んでいるから、日本全国において1年に限ってその利用を制限するのは合理的である。また、競業避止義務の対象地域は、九州地区全域となるが、これは被告明光ネットワークがエリアフランチャイズ権を有していた九州地区全域において影響力を有しているからであって、本件競業避止義務条項の対象範囲が過度に広範とはいえないし、同一商圏内における被告らの影響を排除する意味で、3年間という期間は不合理に長期間であるとはいえない。したがって、本件競業避止義務条項が定める競業禁止期間及び場所的範囲には合理的理由があるから、公序良俗に反するものではない。

(2) 商標権侵害

前記18（原告の主張）のとおり、被告らは、本件解除後に、原告各商標権を侵害しているから、その商標権の侵害により原告に生じた損害を賠償する責任を負う。この点、被告らは、明光義塾の教室の運営による利益は被告明光九州のみが得ているから、明光義塾の教室の運営によって被告明光九州が得た利益について、被告明光ネットワーク及び被告アネムは、損害賠償責任を負わないと主張する。しかし、被告明光らは被告アネムを完全親会社としており、被告らは被告アネムを頂点とするグループ法人として資本的な一体性を有することはもちろん、代表取締役も同一人物で、その他の主要な役員も一部共通している。上記のように、被告アネムと被告明光らは、緊密な一体関係を有して明光義塾の教室の運営に関与していることからすれば、被告らは、原告に対して共同不法行為に基づく損害賠償責任を負う（民法719条1項）。

(3) 損害額

被告らの商標権侵害による損害は、商標法38条2項により、被告明光九州の売上げからいわゆる変動費を控除した限界利益の額と推定される。

また、本件契約第46条1項は、本件契約終了後、明光義塾九州が経営していた別紙教室目録の教室は原告が直接経営すると規定しているから、本件契約終了後に被告明光九州が別紙教室目録の教室を運営することによって得た利益は、競業避止義務違反によって原告に発生した損害であって、同利益の額は限界利益の額と解するのが相当である。

ア 限界利益の額（主位的主張）

被告明光九州の損益計算書記載の費目のうち、変動費に該当すると明確にいえる費目は存在しないから、被告らの限界利益は、被告明光九州の売上全額（ただし損益計算書の【純売上高】から総勘定元帳の受験Vアカデミー関連業務を控除した額）というべきである。

以上によれば、限界利益の額は以下のとおりである。

(ア) 令和3年

10億2812万7678円（損益計算書（乙96）の【純売上高】10億7445万9678円－総勘定元帳（乙100）の【業務受託収入】のうち3月31日の受験Vアカデミー関連業務4633万2000円を控除した額）

(イ) 令和4年

4億9297万9964円（損益計算書（乙108）の【純売上高】7億9028万5795円－総勘定元帳（乙109）の【業務受託収入】等合計2億0731万円を控除した額）

(ウ) 合計

14億9889万3945円（10億2812万7678円＋4億9297万9964円－既払金2221万3697円）

イ 限界利益の額（予備的主張）

仮に、変動費に該当すると費目があるとしても、被告明光九州の損益計算書、以下の費目は、その全部又は一部が明光義塾の教室の運営に関連

しないから、売上げから控除すべき経費ではない。

(ア) 研修費用

被告らが運営する「明光義塾」教室の社員は、被告明光ネットワークの従業員であるから、その新入社員向けの令和3年4月30日及び令和4年5月1日の研修費用は被告明光九州ではなく、被告明光ネットワークが負担すべき費用である。したがって、経費として売上高から控除すべき費目ではない。

(イ) 役員報酬（乙97-3、乙99-3【620】）

被告明光九州の役員は、「明光義塾」教室の運営に直接関与していない管理部門であるし、商標権侵害の有無を問わず支出される費用であるから、経費として売上高から控除すべき費目ではない。

(ウ) 法定福利費（乙97-3、乙99-3【627】）

前記(ア)と同様の理由により、経費として売上高から控除すべき費目ではない。

(エ) 人材派遣料（乙97-3【629】）

被告明光九州は、株式会社リクルートスタッフィングから事務担当者の派遣を受けているが、「関連会社貸付金」及び「アネムホールディングス」との記載があることからすれば、同社が派遣社員を派遣していたのは被告アネムである。また、そうでないとしても、これらの事務担当者はいずれも明光義塾の教室ではなく、被告ら本部において事務作業を行っている者であり、管理部門で勤務していたというべきである。したがって、売上高から経費として控除すべき費目ではない。

(オ) 出張旅費（乙97-3【647】）

被告明光九州が支出する出張旅費のうち、少なくとも、令和3年11月6日、26日及び30日の幕張メッセへ出張費用は、令和3年10月27日から同月29日まで開催されたIT系の展示会へ出張費用で

あり、明光義塾の教室の運営に関する支出ではないから、経費として売上高から控除すべき費目ではない。

(㌾) 管理分担金（乙97-3、乙99-3【648】）

被告らは、被告明光九州が支出する管理分担金は、アネムグループの
人材募集や人材管理業務を行うための費用であると主張するが、その内
実は全く不明であるし、管理部門に該当する業務と考えられる。したが
って、経費として売上高から控除すべき費目ではない。

なお、被告らは、このような管理分担金が節税目的で利益計上を少な
くするためのものであることも自認しており、グループ企業間での税金
対策、親会社である被告アネムの運転資金を維持するための支出としか
いえない経費を、損害算定において売上高から経費として控除する合理
的根拠はない。

(㌿) ノウハウ料（ロイヤルティ）（乙97-3、乙99-3【649】）

本件解除により本件契約は終了したから、ロイヤルティを支払うこ
とはできない。それを措くとしても、原告は、明光義塾のマスターフラ
ンチャイザーとして、フランチャイジーやエリアフランチャイザーから
支払われるロイヤルティ分の利益を最終的かつ確定的に取得するのであ
るから、原告の損害額を算定する際に、ロイヤルティ相当額を経費とし
て控除することはそもそも不合理である。したがって、ノウハウ料は、
経費として売上高から控除すべき費目ではない。

(㍀) システム利用料（乙97-3【652】）

令和3年12月31日、被告明光九州は、アネムグループの一員であ
るe-siaに対して、7976万1000円を支出している（乙97
-3【652】）。しかし、そもそも、原告は、フランチャイジーに対し
て「明光義塾」教室の教室運営管理システムを用意しているのであるか
ら、「明光義塾」教室を運営するに当たって、システム使用料を重ねて

負担する必要はない。そもそも、同支出の必要性も内訳も不明であるが、マイページ成績登録状況確認・お知らせメール及び既読確認という修繕内容のために、約8000万円もの多額の支出を要するというのはおよそ合理的にあり得ない。

5 しかも、被告ら自身、被告らが行う明光義塾に係る事業の経常利益を計算する際に、「CPシステム関連会社に対する支援分」を経費から除外していることからすれば、上記支出も被告明光九州がe-siaを支援する目的であえて支出した可能性が高く、明光義塾に係る事業とは関連しない経費であることが強く疑われる。さらに、被告明光九州が同社
10 の決算締日である12月末日に上記支出をしたことは、利益圧縮のためであることを強く疑わせる。したがって、上記7976万1000円の支出は、「明光義塾」教室の運営に関連しない経費であるから、被告明光九州が得た利益を算定にするにあたって、経費として売上高から控除すべき費目ではない。

15 (ケ) 給料手当、賞与、退職金、雑給及び旅費交通費（乙97-3、乙99-3【621】【622】【623】【625】【636】）

 Vアカデミーは、本件解除後である令和4年4月以降、被告明光九州が運営する教室の全31教室に、Vスタを併設したが、被告明光九州は、「明光義塾」教室の教室長にVスタの教室長（コーディネーター）を兼務させている。このように教室長を兼務させていることからすれば、明
20 光義塾の教室の講師もVスタの講師と兼務させていることが強く疑われる。

 したがって、令和4年4月分以降の被告明光九州が計上する給与手当、賞与、退職金、雑給及び旅費交通費（人件費）については、被告明光九州とVアカデミーとで折半とすべきであるから、これらの費目の半額は、
25 売上高から経費として控除すべき費目ではない。

(コ) 地代家賃、修繕費、事務用品費、消耗品費、水道光熱費、通信費、リース料及び雑費（乙 97-3、乙 99-3 【631】【632】【633】【634】【635】【641】【645】【655】）

前記(カ)と同様の理由により、令和4年4月以降の被告明光九州が負担している地代家賃、水道光熱費等は、その半額はVアカデミーで負担すべき費用であるから、これらの費目の半額は、経費として売上高から控除すべき費目ではない。

(サ) 消耗品費（乙 97-3 【634】）

被告らが運営する「明光義塾」教室においては、マインクラフトの講座は行われていないから、消耗品費のうち令和3年10月8日、同月14日及び同年12月28日のマインクラフトに関するPC費用は、明光義塾の教室の運営と関係しない。また、被告明光九州には社宅が存在するようであるが、同年10月25日及び11月30日の社宅に設置する家電の購入費用は「明光義塾」教室の運営とは何ら関係のない経費である。

さらに、令和3年4月28日の被告アネムに設置するPC購入費用は被告アネムが負担すべき経費である可能性が高く、被告明光九州が負担すべき経費ではないし、いずれにしても管理部門の経費であるから明光義塾の教室の運営に関連しない経費である。

したがって、これらの消耗品費は、いずれも「明光義塾」教室の運営に関連しない経費であるから、被告明光九州が得た利益を算定にするにあたって、経費として売上高から控除すべきではない。

(4) 小括

以上によれば、原告の損害額は、主位的には、上記(3)ア(ウ)の14億9889万3945円に弁護士費用1割を加算した16億4878万3340円となる。

仮に上記(3)イのとおり教室運営に関する経費を控除した場合であっても、令和3年1月から令和4年12月末日までにおける被告らが得た利益の額すなわち原告の損害額は、以下のとおり合計5億6172万3442円となる。

5

ア 令和3年

(ア) 売上高 10億2812万7678円(損益計算書(乙96)の【純売上高】10億7445万9678円ー総勘定元帳(乙100)の【業務受託収入】のうち3月31日の受験Vアカデミー関連業務4633万2000円を控除した額)

10

(イ) 教室運営に係る経費 6億8390万0145円(教室運営に係る売上原価4390万4975円+経費6億3999万5170円)(別紙「損害額整理表 令和3年」の「原告の予備的に主張する経費額」のとおり)

(ウ) 被告らが得た利益(限界利益) 3億4422万7533円

15

イ 令和4年

(ア) 売上高 6億8290万3795円(損益計算書(乙108)の【純売上高】7億9028万5795円ー総勘定元帳(乙109)の【業務受託収入】のうち3月31日の受験Vアカデミー関連業務4666万2000円、12月31日のV-vivit関連業務6072万円を控除した金額)

20

(イ) 教室運営に係る経費 4億4319万4820円(売上原価1867万6781円+教室運営に関する経費額4億2361万7408円)(別紙「損害額整理表 令和4年」の「原告の予備的に主張する経費額」のとおり)

25

(ウ) 被告らが得た利益の額(限界利益) 2億3970万9606円

ウ 合計

5億6172万3442円（3億4422万7533円＋2億3970万9606円－既払金2221万3697円）

（被告らの主張）

（1） 競業避止義務違反について

5 本件契約第26条2項の競業避止条項は、被告明光らに対し、過度に広範な制限を課して、営業の自由を不当に侵害するものであり、公序良俗に反し無効である（民法90条）。

すなわち、上記の条項により、被告明光ネットワークは、自らの営業エリアで全く営業ができない結果となるから、同条項の内容が不合理であることは明らかである。また、同条項は個別指導の学習塾の開設を禁じているところ、個別指導の学習塾の詳細な定義がされておらず、その制限内容は不明確といわざるを得ない。さらに、同条項は3年間もの長期間にわたって制約を課すものとなっている。以上からすれば、本件契約26条2項の競業避止条項は、被告明光らに対し、地域、期間及び内容のいずれの観点からも、過度に広範な制限を課すものであり、営業の自由を不当に侵害すものといわざるを得ず、公序良俗に反し無効である。

（2） 被告明光九州以外は損害賠償責任を負わないこと

原告各商標を使用して明光義塾の教室の運営を行っているのは被告明光九州のみであり、明光義塾の教室の運営による利益も被告明光九州のみが得ている。また、被告明光ネットワークは、被告明光九州からロイヤルティを受領していないから、被告明光九州の塾運営に関し利益を得ていない。そして、被告らの事業内容は異なっており、役員構成も異なる上、被告明光らは従業員を兼務させていないし、被告アネムは明光義塾の教室の運営を共同で行っていない。したがって、被告らが被告ら代表者の指示の下で、明光義塾の教室の運営を一体的に行っていたとは到底いえず、被告明光ネットワーク及び被告アネムに共同不法行為責任は認められない。

以上によれば、被告明光ネットワーク及び被告アネムに対する損害賠償請求は認められない。

(3) 損害が発生していないこと

原告は、本件契約第46条1項に基づき、本件契約終了後に被告明光九州が教室を運営することによって得た利益が競業避止義務違反によって原告に生じた損害である旨主張するが、被告明光九州と原告とでは、明光義塾の運営方法も経費額も異なるのであり、被告明光九州が得た利益が必ずしも原告に生じた損害であるとはいえない。

また、商標法38条2項に基づく損害額については、限界利益の額ではなく管理部門の人件費等を含む全ての費用を控除した純利益の額と解するのが相当である。仮に限界利益の額と解すると、被告明光九州が「明光義塾」教室の運営により実際に得た利益以上の金額を損害賠償として支払わなければならないことになり、不合理である。また、仮に限界利益の額と解しても、本件において原告各商標が使用されたのは特定の商品やサービスではなく、原告の商標を使用して行う「明光義塾」教室の運営自体であることから、その販売に直接要する費用（変動費）とは、明光義塾の教室を運営するために要した費用全てを指すというべきである。

ア 利益の額

被告明光九州の教室運営は、以下のとおり、令和3年は1489万2293円の利益が生じたものの、令和4年は9453万9778円の損失が生じている。したがって、被告明光九州に利益は生じていないから、原告の損害も存在しない。

(7) 令和3年

- a 売上高 9億1604万3678円（損益計算書（乙96）の【純売上高】10億7445万9678円－業務受託収入1億5841万6000円）

b 教室運営に係る経費 9億0115万1385円（売上原価4390万4975円＋経費8億5724万6410円）（別紙「損害額整理表 令和3年」の「被告らの主張する経費額」のとおり）

c 被告明光九州が得た利益の額（限界利益）1489万2293円

5 (イ) 令和4年

a 売上高 5億9892万8116円（損益計算書（乙108）の【純売上高】7億9028万5795円－業務受託収入1億9135万7679円）

10 b 教室運営に係る経費 7億1034万4675円（売上原価1687万6781円＋経費合計6億9346万7894円の合計（ただし別紙「損害額整理表 令和4年」の「被告らの主張する経費額」では合計6億9346万8343円となる。）

c 被告明光九州が得た利益の額（限界利益）マイナス9453万9778円（ただし計算上は－1億1141万6559円）

15 イ 経費として控除すべき費目及びその額

(ア) 研修費【乙97-3、乙99-3（613）】

令和3年12月31日のマインクラフトに関する研修費用はVアカデミーが負担すべき経費であるため、売上高から控除しない。その余の研修費用は、「明光義塾」教室の運営に関連する費用である。被告明光九州の社員は被告明光ネットワークの社員を兼ねていないから、被告明光九州の新入社員の研修費用については、経費として売上高から控除される。

20 (イ) 役員報酬【乙97-3、乙99-3（620）】

25 被告明光九州の役員の一部は、生徒獲得のための経営方針・戦略を決定、教材やカリキュラムの確認、講師採用や講習内容まで確認しており、「明光義塾」教室の運営に直接関わっているから、当該役員の報酬

は、経費として売上高から控除される。

(ウ) 法定福利費【乙 9 7 - 3、 9 9 - 3 (6 2 7)】

前記(ア)のとおり、被告明光九州の社員は被告明光ネットワークの社員を兼ねていない。もっとも、被告明光九州の社員で明光義塾の教室長をしている者は、受験Vアカデミーにも在籍し、Vスタのコーディネーターを務めているため、その負担割合で算定した同社の負担分については、売上高から控除しない。

(エ) 人材派遣料【乙 9 7 - 3 (6 2 9)】

被告明光九州は採用や労務管理などの人事関連業務を被告アネムに委託しており、被告アネムが窓口となって派遣の依頼や派遣料の支払を行っているため、派遣料は同社への関連会社貸付金として計上されているが、株式会社リクルートスタッフィングから派遣を受けていたのは被告明光九州であり、被告アネムではない。そして、派遣社員は、被告明光九州において「明光義塾」の運営に関する事務作業を行っているから、人材派遣料は経費として売上高から控除される。

(オ) 出張旅費【乙 9 7 - 3 (6 4 7)】

幕張メッセで行われた I T 系展示会への出張は、学校を始め塾でも導入できる最新の I C T 教材やシステム、それらを利用した授業モデルや生徒管理など I C T 授業についての最新の情報を入手するために参加したものであり、「明光義塾」教室の運営に関する支出である。したがって、上記出張旅費は経費として売上高から控除される。

(カ) 管理分担金【乙 9 7 - 3、乙 9 9 - 3 (6 4 8)】

アネムグループ各社は、被告アネムに対し、人事、経理、総務、システム管理、広報企画などの業務を委託しており、被告アネムが当該業務を行うのに必要な経費（人件費・家賃その他諸経費）をグループ各社の規模により負担割合を決めて支払っている。被告明光九州が委託してい

る上記業務は、いずれも「明光義塾」教室を運営していく上で必要な業務であり、管理分担金はそれらの業務を行うために現に支出した費用であるから、管理分担金は経費として売上高から控除される。

(キ) ノウハウ料【乙97-3、乙99-3(649)】

5 ノウハウ料（ロイヤルティ）は、「明光義塾」教室の運営に必要な経費であり、売上高から控除するのは当然である。仮に、ノウハウ料が経費として控除されず、損害賠償の対象になった場合、原告はノウハウ料相当額について二重に利益を取得することになり、著しく不合理である。

(ク) システム利用料【乙97-3(652)】

10 被告明光九州は、e-siaに対し、システム開発費として令和3年12月31日に7976万1000円を支払った。これは、マイページ成績登録状況確認・お知らせメール及び既読確認機能だけでなく、AnstaProの進捗管理・激励システム、マイページ、新座席表、新Vゼミポータル（アプリ）における新機能を今後利用するための費用で
15 あり、生徒単価2500円×2万9004名（年間延べ生徒数）の税込価格で算定されている。上記支出は、「明光義塾」教室を運営するために必要な費用として、売上高から控除される。

(ケ) 給料手当、賞与、退職金、雑給及び旅費交通費【乙97-3、乙99-3(621～623、625、636)】

20 「明光義塾」教室の教室長は、受験Vアカデミーにも在籍しており、Vスタのコーディネーターを務めていることは認める。被告明光九州は、Vアカデミーに対し、令和4年4月から同年11月までの人件費、家賃及び水道光熱費の負担分として、合計3257万6250円（税込）を請求しているが、これは給料手当1240万円（教室長の平均給与29.
25 55万円×生徒の管理業務以外の業務負担割合（2／3）×生徒数比率（1／4）×Vスタの教室数31教室×8カ月で算定）、家賃1681

5 万4700円（生徒数比率（1／4）で算定）、水道光熱費336万1780円（生徒数比率（1／4）で算定）の合計であって、業務負担割合や生徒数の割合から算定されている。Vスタの生徒の管理業務以外の業務負担割合が2／3であるのは、Vスタの授業は基本的に専任の講師が担当し、Vアカデミー本部において講師の配置等の管理を行うため、
「明光義塾」のように教室長が講師の配置の調整や面談等を実施する必要がなく、講師のマネジメントに関する負担がないためである。また、生徒数比率が1／4なのは、令和4年4月から同年10月までの「明光義塾」教室の生徒数の延べ人数が9034人でVスタの生徒数の延べ人数が3024人であるからである。

次に、賞与及び退職金のうち、給料手当と同じ方法で算定したVアカデミーの負担分を控除金額は売上高から控除しない。また、雑給で計上した講師給には、Vスタの講師給は含まれていないものの、一部Vゼミのチューターの給与が含まれていたため、Vアカデミーの負担分合計141万2205円以外が売上高から控除される。

15 (イ) 地代家賃、修繕費、事務用品費、消耗品費、水道光熱費、通信費、リース料及び雑費【乙97-3、乙99-3（621～623、625、636）】

20 地代家賃及び水道光熱費のうち生徒数比率（1／4）で算定したVアカデミーが負担すべき費用を控除した金額は、売上げから控除すべきである。その他の修繕費、事務用品費、消耗品費、通信費、リース料及び雑費については、明光義塾とVアカデミーでそれぞれ負担しているため、全額が経費として売上高から控除される。

(ロ) 消耗品費【乙97-3（634）】

25 消耗品費のうち、令和3年10月8日、同月14日及び同年12月28日のマインクラフトに関するPC費用は、原告が主張するとおり売

上高から控除しない。他方で、令和3年4月28日の社宅に設置する家電の購入費用については、北九州市にある明光義塾の教室長が突然退職し、福岡市に住居のある教室長に急遽異動を命じることになったため、被告明光九州において社宅と必要な家電を準備し、当該教室長に提供したもので、明光義塾の教室の運営に関する費用であり売上高から控除される。また、関連会社貸付金として計上されている令和3年4月28日のPC購入費用は、被告アネムを通して購入したものであり、被告明光九州の事務処理のために使用されるものであるから、「明光義塾」教室の運営に関する経費として売上高から控除される。

(4) 小括

前記(3)アのとおり、被告明光九州の利益は、令和3年度が1489万2993円、令和4年度がマイナス9453万9778円であるから、本件契約が解除されて以降、被告明光九州が、明光義塾を運営することによる利益は生じていない。

24 争点23（秘密情報の不正使用に対する差止等の可否（請求の趣旨23関係））について

（原告の主張）

(1) 営業秘密該当性

被告明光らは「明光義塾」ブランドの学習塾の運営において、本件地域の各教室に通う生徒等の氏名、住所及び連絡先等、別紙顧客目録記載の顧客情報（以下「本件顧客情報」という。）を取得し、学習塾の運営に利用していた。本件顧客情報は、本件契約に基づき「明光義塾」ブランドでの学習塾を運営する過程で収集される情報であって、「明光義塾」というブランドで行われる学習塾であるからこそ、被告明光らに提供されたものであるから、被告明光らを通じて、原告が取得及び保有したものと評価すべきものである。本件顧客情報は、原告が取得及び保有したものであることは、

本件契約第28条3項ないし5項において、本件顧客情報の利用目的が「明光義塾」の運営に限定され、被告明光らが原告に対し本件顧客情報を提供する義務を負っていることや、本件契約第46条において、被告明光らが、原告に対し、本件契約終了後に本件顧客情報を返還する義務を負っていることから、明らかである。

本件顧客情報は、明光義塾という原告のフランチャイズシステムのサービス需要者である顧客に関する情報であるから、事業活動に有用で、財産的価値の高い営業上の情報である。また、取得した本件顧客情報は、原告においてMETIS Networkという情報システムに登録され、データベースとして管理されており、原告の取締役会が定めるIT情報セキュリティ管理規程に基づき、原告の情報システム部部門長が行うとされ、同部門長から当該ID、パスワードの設定を受けた者のみが、本件顧客情報にアクセスすることができる。さらに、本件顧客情報は、個人情報であると同時に、本件契約第27条1項1号に定める「本契約によって知りえた甲の事業上の秘密」（「甲」は原告）に該当し、被告明光らは、同第28条により、第三者に開示、漏えいすることが禁止されている。

以上によれば、本件顧客情報は、有用性、秘密管理及び非公知性を満たすものであり、不競法2条6項所定の原告が有する営業秘密に該当するとともに、本件契約第27条1項の秘密情報にも該当する。

(2) 限定提供データ該当性

仮に、不競法2条6項の営業秘密に該当しないとしても、本件顧客情報は、営業上の情報に該当し、前記(1)のとおり、明光義塾の運営のために各フランチャイジーとの間で共有されるものであるから、業として特定の者に提供する情報に当たる。そして、本件顧客情報は、METIS Networkにおいて電子データとして蓄積され、ID・パスワードによりアクセス制限がされており、電磁的方法により相当量蓄積されているから、

不競法2条7項の限定提供データに該当する。

(3) 被告明光らによる本件顧客情報の不正利用（不競法2条1項7号該当性）

前記(1)のとおり、本件顧客情報の保有者は原告であり、被告明光らは、明光義塾のフランチャイズシステムにおける教室の運営過程で、原告から営業秘密を示されたものである。そして、本件契約が解除された後に、被告明光らが本件顧客情報を使用することは、目的の如何を問わず許されないところ、被告明光らは、本件契約が解除により終了した後も、被告明光九州の直営教室の運営を継続し、本件顧客情報の使用を継続している。そして、本件顧客情報の使用が、不正の競業その他の不正の利益を図る目的又は原告に損害を加える目的による使用に該当することは明白である。したがって、本件解除以降の被告らの本件顧客情報の使用は、不競法2条1項7号の不正競争に該当する。

また、前記(2)のとおり、本件顧客情報は、不競法2条7項の限定提供データに該当するところ、本件契約終了後に本件顧客情報を使用する行為は、本件契約第28条3項及び4項の規定に違反するものである。さらに、被告明光らによる本件顧客情報の使用は、不正の利益を得る目的又は原告に損害を加える目的に基づくものであり、限定提供データたる本件顧客情報の管理に係る任務に違反するものである。したがって、被告明光らによる本件顧客情報の使用は、不競法2条1項14号の定める不正競争に該当する。

(4) 本件契約の終了に基づく請求

本件契約第27条及び第28条からすれば、被告明光らは、本件顧客情報を、本件契約が有効な限りにおいて、明光義塾の運営に必要な限度においてのみ使用することができ、本件契約の終了に伴う当然の効果として、被告明光らによる本件顧客情報の使用は禁止される。このことは、本件契約第46条1項の契約終了後資料及び書類の返還義務が定められていること

からも明らかである。したがって、本件解除以降の被告明光らによる本件顧客情報の使用は、本件契約第27条及び第28条にも違反する。

(5) 小括

以上によれば、原告は、被告明光らに対し、不競法2条1項7号項14号、
3条1項及び2項、又は本件契約（本件契約第27条、第28条及び第46
条1項）に基づき、本件顧客情報の使用等の差止等を求めることができる。

（被告明光らの主張）

本件顧客情報は、被告明光ネットワーク又は被告明光九州がその営業活動の
過程で直接顧客から取得したものであり、原告から開示ないし提供を受けたも
のではない。原告が主張する本件契約第28条3項及び4項は個人情報保護法
に則って、個人情報管理の在り方を規定しているだけであり、被告明光ネット
ワークが取得した個人情報原告に帰属する根拠となるものではない。よって、
原告の主張はいずれにおいてもその前提を欠くから、原告の請求に理由はない。

また、本件契約第46条1項が定めるフランチャイズ展開に使用した資料及
び書類の返還は、返還義務を定めるにすぎず、顧客情報の利用禁止等が含まれ
る趣旨と解釈することはできず、この点においても、原告の請求に理由はない。

25 争点24（反訴請求に係る原告の債務不履行ないし不法行為の成否）に
ついて

（被告明光らの主張）

(1) 本件各フランチャイジーとの契約からの排除

原告は、本件解除後、本件各フランチャイジーに対して、令和2年12月
16日付け文書（乙38）を発出し、被告明光らとのフランチャイズ契約を
解除すること、原告がFC本部として本件各フランチャイジーが運営する教
室を直接管轄することとなること等を伝達し、本件各フランチャイジーとの
間で、被告明光ネットワークを除外した新たなフランチャイズ契約を締結し
たため、被告ネットワーク九州は、令和3年1月分以降、フランチャイジー

からのロイヤルティ収入を得られなくなった。

(2) 原告による営業妨害行為

原告は、令和3年2月8日に九州事業部を開設して本件地域における事業活動を進めており、また、以下のとおり、被告明光らの営業活動を妨害している。

① 原告は、本件地域の広告代理店及び新聞への折り込みチラシを取り扱う業者に対して、被告明光ネットワークの依頼を受けないよう働きかけを行い、その結果、被告明光ネットワークは、TVCMの放映及び本件地域における主要4紙（西日本新聞、朝日新聞、読売新聞及び毎日新聞）においてチラシ折込ができなくなった。

② 原告は、「塾ナビ」や従前イベントの会場利用していたイオンモールに対しても、①と同様の働きかけを行ったため、被告明光ネットワークは、「塾ナビ」への掲載ができなくなり、予定されていたプログラミングイベントもキャンセルされた。

③ 原告は、令和3年に被告明光九州が運営する室見教室と西新教室の中間地点で、わずか690メートルしか離れていない場所に、新規に西新・藤崎教室を開校した。また、被告明光九州が運営する須玖教室から1500メートルの場所に南福岡教室を開校した。同教室の教室長は、被告明光九州の元課長であり、令和3年4月初旬まで須玖教室を運営していた者が担当しており、同人の退職以降、須玖教室の生徒数が減少し、その半数程が南福岡教室に移った他、須玖教室の講師7名も退職し、南福岡教室の講師を務めている者もいる。さらに、原告は、令和4年2月及び3月には、上記2教室に加えて8教室を福岡都市圏に開校しており、その中でも二日市教室及び春日原教室は、被告明光九州が運営する教室と同じ名前で、それぞれの教室から200メートルほどしか離れていない場所に開校した。さらに、原告が開校した教室の担当は、被告明光九州の元教室長であって、

原告は、被告明光九州を退職前にこれらの元従業員を引き抜いた可能性が非常に高い。高校受験、大学受験を控える生徒が多く在籍する1月に退職を促すのは、教育業界で働くものとしてあるまじき行為であり、受験生を直前に見捨てさせているといっても過言ではない。

5 (3) 債務不履行又は不法行為該当性

前記17（被告らの主張）のとおり、本件解除は無効であり、本件契約は継続中であるため、原告が被告明光ネットワークを除外してフランチャイジーと直接フランチャイズ契約を締結し、また、被告明光らの営業活動を妨害する行為は、本件契約上のエリアフランチャイズ権及びフランチャイズ権を侵害するものとして、債務不履行又は不法行為に該当する。

10 (原告の主張)

本件解除により本件契約は終了したから、原告が、本件地域において「明光義塾」事業の運営を行うことは、何ら被告明光らに対する営業妨害行為に当たらない。原告は、被告明光らが本件解除後も競業避止義務に違反して「V明光義塾」の広告宣伝等をしていたために、当該行為の停止を要請したにすぎない。もともと、原告は、イオンモールに対して働きかけをしていないし、従業員の引き抜きもしていない。

15 26 争点25（反訴請求に係る損害の有無及びその額）について

(被告明光らの主張)

20 (1) 被告明光ネットワークの損害

被告明光ネットワークは、前記25（被告らの主張）の原告の行為により、本件各フランチャイジーからのロイヤルティ収入等が得られなくなった。令和2年1月から12月の本件各フランチャイジーからの収入合計7億7302万7000円から、原告に支払うべきロイヤルティ、METS料、更新料相当額7784万9000円を控除した6億9517万8000円は、本件解除がなければ被告明光ネットワーク九州が得られたはずの利益の額、すな

わち、同被告が被った損害の額である。本件では、かかる損害額の一部として、5億円を請求する。

(2) 被告明光九州の損害

5 被告明光九州の令和3年1月から同年12月までの売上高は、令和2年1月から同年12月までの売上高と比較して、1200万円減少した。この売上高の減少は、原告による債務不履行又は不法行為によるものであり、上記の減少額が被告明光九州が被った損害の額である。

(原告の主張)

10 本件契約及び本件個別フランチャイズ契約は解除されたから、被告明光ネットワークがロイヤルティを得られなくなるのは当然である。

また、被告らが主張する損害の発生を争う。被告らが提出する損害額に関する証拠及びこれに基づく主張には、全く信用性がない。

以上